

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市：4月20日～5月11日分

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市：4月28日～5月11日分

日額算定シート<売上高減少方式>

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。
 （※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、「令和元年（平成31年）又は令和2年の4～5月」と比べて「令和3年の4～5月」の飲食部門の売上高は減少していますか。
 ✓ 確定申告書類や売上台帳等で4月・5月の売上高を御確認ください

はい
 → 計算に用いる年に
 チェックを
 入れてください
 令和元年
 令和2年

いいえ

申請できません

※中小企業等の場合は「売上高方式」による算定が可能です

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年4月の売上高 ① 円	+	令和元年又は令和2年5月の売上高 ② 円	=	令和元年又は令和2年の 4～5月の売上高計 ③ 円
-------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------------

令和3年4月の売上高 ④ 円	+	令和3年5月の売上高 ⑤ 円	=	令和3年の 4～5月の売上高計 ⑥ 円
-------------------	---	-------------------	---	---------------------------

令和元年又は令和2年の 4～5月の売上高計 ③ 円	-	令和3年の 4～5月の売上高計 ⑥ 円	=	令和元年又は令和2年から 令和3年の4～5月の売上高減少 ⑦ 円
---------------------------------	---	---------------------------	---	--

令和元年又は令和2年から 令和3年の4～5月の売上高減少 ⑦ 円	÷	61 日	×	0.4	=	1日当たり支給額 (千円未満切上げ前) ⑧ 円
--	---	------	---	-----	---	-------------------------------

(注)
 ・⑧から千円未満を切上げてください。
 ・上限は20万円ですので、計算の結果、20万円以上になる場合も「200,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額 円 【最大20万円】
--

↓
 申請書の【申請額】欄の「1日当たり支給額」に記入